

区民委員会報告資料

令和3年11月11日

報告事項件名	頁
1 未就学児に係る国民健康保険料均等割軽減措置の開始について	2

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和3年11月11日

件名	未就学児に係る国民健康保険料均等割軽減措置の開始について		
所管部課名	区民部 国民健康保険課		
内容	<p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行が令和4年4月1日に予定されていることに伴い、未就学児の均等割保険料の軽減措置が開始されるため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 軽減内容 未就学児（6歳未満）に係る均等割保険料について、その5割を公費において軽減する。</p> <p>2 開始時期 令和4年4月1日</p> <p>3 他の軽減制度が適用されている場合 所得が一定基準以下の世帯に適用している保険料の均等割軽減（7割・5割・2割軽減）が既に適用されている場合であっても、当該軽減後の保険料から、さらに残りの保険料の半分について軽減対象となる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p>例 7割軽減の場合</p><table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">7割</td><td style="text-align: center;">1.5割</td></tr></table><p style="text-align: center;">8.5割軽減</p></div> <p>※ 同様に、5割軽減適用の場合は7.5割、2割軽減適用の場合は6割軽減となる。</p> <p>4 公費支援対象・割合 国が1/2、都道府県と区市町村が1/4ずつ負担する。</p> <p>5 見込み (1) 未就学児被保険者数 約3,673人（令和3年9月末現在） (2) 軽減見込総額・負担割合見込み 約95,498,000円</p>	7割	1.5割
7割	1.5割		

	国と都 (75%) 71,623,500 円 区 (25%) 23,874,500 円
問題点 今後の方針	ホームページや、令和4年度当初賦課通知に同封する国保だより等で周知を図っていく。